

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第5回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

7番、東梅 守君及び8番、阿部俊作君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第94号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第95号 財産の取得について

日程第5 議案第96号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

日程第6 議案第97号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第94号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてから、日程第6、議案第97号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてまで、4件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 令和元年第5回大槌町議会臨時会における議案4件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

議案第94号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例については、赤浜町営住宅として新たに整備されました災害公営住宅に関し、所要の整備を図るものであります。

議案第95号財産の取得については、大槌町災害公営住宅買取事業（赤浜地区①団地）災害公営住宅に係る財産取得であります。

議案第96号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについては、令和元年台風第19号被害に伴う補正であり、歳入歳出予算に2億320万3,000円を追加し、歳入歳出総額を282億9,747万5,000円とするものであります。

また、第2条では地方債の追加4件、変更1件の補正となります。

議案第97号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、令和元年台風第19号被害に伴う補正であり、歳入歳出予算に1,293万3,000円を追加し、歳入歳出総額を17億2,699万6,000円とするものであります。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○

日程第3 議案第94号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第94号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

別表（第3条関係）の所在地に、大槌町赤浜二丁目を追加するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第94号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第95号 財産の取得について

○議長（小松則明君） 日程第4、議案第95号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 1、財産の品名、大槌町災害公営住宅買取事業（赤浜地区①団地）災害公営住宅。

2、取得する財産、災害公営住宅7戸及び附属施設（外部物置、平面駐車場等）。

3、取得の方法、随意契約。

4、契約の金額、9,836万2,240円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市津志田一丁目3番28号、日本住宅株式会社、代表取締役、滝村照男。岩手県上閉伊郡大槌町上町2番12号、有限会社まるたに商事、代表取締役、谷澤俊宏です。

次のページの資料をお開きください。

物件目録です。

物件の種類、災害公営住宅。戸建て3DK2戸。木造2階。建築面積、約99.36平方メートル。延べ床面積、約149.04平方メートル。

長屋2DK（A）1戸。木造平屋。建築面積、約57.13平方メートル。延べ床面積、約46.37平方メートル。

長屋2DK（B）4戸。木造平屋。建築面積、約266.64平方メートル。延べ床面積、約211.96平方メートル。

附属施設として外部物置5カ所、平面駐車場5台分、外構工事1式です。

配置図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 済みません、この案件に対してちょっと御質問させていただきます。

町では、平成25年4月に大槌町災害公営住宅設計ガイドラインを策定し、さらに平成28年2月に大槌町災害公営住宅買取事業審査委員会を設置しております。今回の物件も、

この委員会に諮って決定なされたのでしょうか。

実は昨日、役場のホームページの設置要綱を拝見したんですが、設置要綱の第5条に委員会委員は復興局長を含む5人をもって組織するということではありますが、現在の大槌町の組織は復興推進室が組織されておりますけれども、復興局が見当たらなかったのでお尋ねする次第です。ちょっととりあえず。

○議長（小松則明君） 当局、環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 選定委員会にかけて選定しているわけですが、基本的には今回町の災害公営住宅は、1つはUR都市再生機構への事務委任と、それから今言ったような町の買取事業。町の買取事業は3つ行われていまして、これはいわゆるプロポーザル、公募を受けての業者選定ということになってございます。まず第1点が町内業者においてのプロポーザルということで、これは2業者が応募してございます。

それから次に、安渡、赤浜、吉里吉里地区については、1つのロットとしてこういった買取事業をしております、さらにもう一つは町方、三枚堂地区というところで、もう一つのロットで選定しております。これは平成25年度に、既にこの日本住宅と有限会社まるたに商事ということで業者選定は終わってしまっていて、その後の買取事業ということになっております。その時点では選定委員会にかけて、この業者選定を行ったということになってございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解いたしました。

平成25年に既に委員会に諮られたということですが、その取得額が9,836万2,240円ということになっております。これは土地造成費も含まれているのでしょうか。

できれば公営住宅7戸、それから外部物置、駐車場整備、さらに土地造成費を個別に資料があればお示しいただければ幸いです。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今回のこの赤浜地区①団地の土地造成に関しましては、防災集団移転促進事業での造成した土地ですので、基本的にはそちらの工事費に含まれております。これについては、後にこの事業のほうからその造成費用を業者のほうにアロケーションしてお支払いするということになっております。

それから、その後の建物のそれぞれの建設額、それから外部物置、それからあとは外

構工事というのは今回のこの買い取り額に含まれて、これを一体で買い取っているのではなかなか細かくは分けられないのですが、ある程度うちのほうには内訳資料がありますので、それについてはきょうはちょっと手持ちがないんですが、それについては後で御案内させていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） よろしくお願ひします。

最後になりますけれども、公共事業と、ちょっと私が知っているのは毎年発行されている公共工事の労務単価表などを積み上げて入札価格を決定後に業者入札を行って最低落札業者を決定するという認識でございましたが、いわば本件のようなプロポーザル方式といひますか、それを採用した動機についてどんなメリッとおありなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今回、一般的に災害公営住宅は、確かにおっしゃるとおり、1戸ずつその建築設計をいたしまして、発注して入札をかけていくということでございますけれども、今回、町内の中ではかなり700戸近くの災害公営住宅を一気に建てなければならないということがございました。

その中において、今言ったUR都市再生機構の事務委任や県からの買い取り事業、それから町でもこういった3つに分けた形の公募型プロポーザルによる買い取り事業を行っています。

この目的は、できるだけ早く完成をして、被災者の一刻も早い住宅再建を行うということがまず大きなものでございます。そのため仕様を決めまして、それを今言ったような公募型のプロポーザルで出していただいて、選定委員会でそれを選ぶと。そういった中においては、それぞれの仕様書において強みと言ひますと、これは逆に言うと業者側の強み、自分たちの工法の強みというのを出してございます。

例えば今回の安渡、赤浜地区とかの場合は、これは工法がこの業者得意のツーバイフォーというような工法を使って工期の短縮をしておりますし、あとはそれぞれの工法、例えば集合住宅では前田建設がプレキャスト工法ということで、例えばRCづくりの床を既に打ったものを持って来るとか、そういったことで工法の短縮、それから当然、その中では金額要件もあって、それについても点数をつけてございまして、それら全てを評価した上で業者選定をするということで行ってございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第95号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第96号 令和元年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第96号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第96号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについて御説明申し上げます。

今回の補正は、先月の台風19号により被害を受けた土木施設、農業施設等の復旧に係る費用の補正となります。

1 ページ目をお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

14款国庫支出金1項国庫負担金、補正額3,333万3,000円の増は、公共土木施設災害復旧費負担金であります。

15款県支出金2項県補助金、補正額346万5,000円の増は、農業施設災害復旧費補助金であります。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額8,750万5,000円の増は、財政調整基金繰入金であります。

21款町債1項町債、補正額7,890万円の増は、緊急自然災害防止対策事業債及び農業施設等災害復旧債等であります。

2 ページ目をお願いいたします。

歳出です。

2 款総務費 1 項総務管理費、補正額250万円の増は、I R U光ケーブル設備の復旧事業費であります。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額3,000万円の増は、町道に流入した土砂除去等に係る費用やポンプ排水等、応急対応に係る業務委託料であります。

3 項河川費、補正額1,000万円の増は、生井沢川河川改良設計業務委託料であります。

4 項都市計画費、補正額1,293万3,000円の増は、下水道事業特別会計繰出金であります。

10 款教育費 5 項社会教育費、補正額352万円の増は、安渡分館の修繕工事費であります。

6 項保健体育費、補正額737万円の増は、大槌町相撲場の屋根修繕工事費であります。

11 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費、補正額4,688万円の増は、袈岩橋の桁ずれの復旧に係る積算業務委託等、農業用施設等の復旧事業費であります。

2 項土木施設災害復旧費、補正額7,000万円の増は、生井沢川及び枉内川に堆積した土砂の除去工事費等であります。

14 款予備費 1 項予備費は補正額2,000万円であります。

3 ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。追加。

起債の目的、限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は当初予算と同様のため、省略いたします。

緊急自然災害防止対策事業1,000万円、農業施設災害復旧事業1,670万円、公共土木施設災害復旧事業3,660万円、I R U光ケーブル災害復旧事業250万円。

4 ページをお願いいたします。

変更です。

起債の目的、補正前限度額、補正後限度額の順に読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様のため、省略いたします。

林道施設災害復旧事業500万円、1,810万円。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億320万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ282億9,747万5,000円とするものです。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

3ページをお開きください。第2表地方債補正、追加。進行いたします。

4ページ、変更。進行いたします。

7ページに入ります。歳入、一括します。進行いたします。

8ページ、歳出、一括します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 一括ですので、土木費のところでお尋ねいたします。

河川費、生井沢川河川改良設計業務委託料のところをお尋ねします。

さきの台風被害で生井沢川、それからそれ以前の大雨による河川の水による土砂の流出とありました。それで、ここに改良設計とありますが、ここは基本的に大雨により何度も問題視されている場所であり、どの程度の改良がなされるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） この改良について、まだ全然、地権者等の了解を得ていませんので何とも言えないんですけども、今うちのほうが見込んでるのは、今の流路を少し山側のほうに回せないかというような検討を行っていきまして、それが地権者との条件が折り合えばそういった格好でやるための、これは概算設計ということでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 了解しました。

これまで何度もあの川に関しては災害が起きている状況ですので、1日も早い改良が求められるというふうに地域住民の声もございます。ぜひ、それが地権者の了解を得られて、いい形で次の大雨に備えられるような改良が行われることを望みますので、全力で取り組んでいただくようお願いをいたします。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今の質問の話ですけども、私もこの生井沢については前にも話ししましたけれども、もともとは青線が町道のような形になっていると。その青線が今、課長が言ったように山際にはもともと水路もあったと。上のほうは山際を通ってきていると、これで山際を通せないものかというのでその地権者とも話をしました。そうしたら、山際を通せるものならば通してもらいたいというのが地権者ですので、これはなるべく本当に早急にやっていただきたいと。

この青線がその道路になっている分についてはどのように考えて、はっきりもう、ま

だ決まっているわけではないと思うんですけども、この辺もはっきりしないとだめだ
と思いますけれども。その辺をどうぞ。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） この部分はずっと懸案になってございまして、国
土調査が大体終わって土地の地籍が決まってきたという中においては、現在の地形に合
わせた格好で、例えばその青線が民間の土地に入っているところは、あるいは民間に譲
与するとか、あるいはそうでないところは町として買い取るとか、交換になるとか、そ
れはいろいろあると思いますけれども、そういった格好では整理したいというふうには
考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○6番（阿部三平君） 私も地域の人たち、それから大雨が降るたびに回ってみまして、
明確に私がわかっているのは、1人の地権者から、私は提供してもいいと、だから何と
か真っすぐにできないかと。真っすぐというのは、今言うトンネルをつくったときのあ
の仮設の道路際ということですよ。

それで、今の課長のお答えはそんなような方向でいくということで、それであれば皆
様の念願、そして何回かあの話、仮設の道路の問題、それから河川の問題、これ一緒に
解決できないものか。そして、私も予算のことをはっきり把握できなかったもので、復
興予算の中で全てが完了するというか、完成できるものと思って、何回か当局、担当課
長さん等には前々からお話ししてきましたが、いい方向に進んでもらえればと思います。

あと関連ですが、土砂については当然それはそれで先に対処するというところでよろし
いでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） ちょっといろいろふくそうしているんですが、1
つはまず復興事業ではこれはやっていないということがまず第1点でございます。

次に、埋塞土砂の除去については、今うちのほうで見込んでるのは、災害復旧によ
ってできないかというところを見込んでいます。ただ、災害復旧はあくまでも現場復旧
なので、それ以上のところではできないというところなので、今言ってるのはちょっと仮
設から道路側のほうに河川が入ってきているんですが、実際それを何とか山際を通せな
いかというのは今考えているところですが、その一方で、この河川についてもそれぞれの
家屋から浄化槽の排水とかが入っているので、なかなか直すのは難しいだろうと。た

だ、次のこの改良部分の、今回測量しますけれども、こういった財源を充てるかは、まずここは準用河川ではないので河川改修が充てられないという面があって、今それについていろいろ今後協議していきたいというふうに考えている状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部三平君。

○6番（阿部三平君） いずれ、みんなが望む方向というか、これから大雨というか台風というか、気候の変動が激しくなっておりますので、安心安全に暮らせるような方向に対処をよろしく願います。以上です。

○議長（小松則明君） 要望ということで。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 台風19号の調査の結果、いろいろ出されていると思うんですけども、あそこの生井沢というか、その道路、ここを水が流れて住宅に入っているということで、道路に雨水排水路がないみたいなんですけれども、その辺はどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 今ちょっと道路の側溝というのは考えてございませんで、先ほど申し上げたとおり、まずは上流部分の埋塞部分を取ってやると。埋塞するからそれが道路にあふれてくるので、その部分を災害復旧で取ってやると。

それからもう一つは今言ったように、道路側ではなくて山際のほうにできたら河川を振れないかというふうに考えているということで、対応していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 雨が降って道路のままもう流れてくる、そして沢に向かって右側というか山があって、山があると当然その山に降った雨も流れてくるわけです。それが全部川に入るわけじゃなく、その道路を川のような形で流れる場合も今回あったようなんですよ。それで、その道路に対しての雨水排水というか側溝、これも考えたほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 御指摘ありがとうございます。

ただ、今回の予算はあくまでも災害に対する災害復旧予算ということで、道路改良予算ではございませんので、それについては今後また別の機会を設けて検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 最近ではこの台風被害とか大雨の被害とかが多いわけですが、土砂災害によって道路が塞がれて通行どめになる箇所、いつも同じような箇所がそういうふうになるわけですが、それは撤去だけなんですか、いつも。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 基本的に道路管理でできることは撤去だけでございます。ただ、あとはもう一つやれることでは、のり面であれば、災害防除という形でそういった道路改良ができるかどうかということを考えることがもう一つでございます。ただ、それが沢から来る土砂であれば、それをとめるための砂防ダムを県のほうに要望する、あるいは山の土砂崩壊を防ぐために治山ダムをやはり県のほうに施工申請をするというふうなことになると思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 10款5項社会教育費の安渡分館改修工事の中身について教えてください。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） この安渡分館の改修工事でございますが、台風19号、先月ですね、施設の1階フロア、2階からの雨水の浸透のために一部浸水してしまつたと。

原因は、雨水が屋根から2階テラス上の中2階の小ホールがあるわけですが、その前のベランダ、そこのテラスを介し1階に抜ける際に、落ち葉がそのドレーン、排水溝に詰まって、その水位が上昇してしまつたと。その雨水が室内のほうに入り込んで、1階天井内にも雨水が浸水し、そして建材及びフローリングに水がたまつてしまつたということで改修工事を行うということです。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 状況がちょっとよくわからないところがあるんですが、私も現場を見た範囲では2階のホール状になっているところのデッキとホールとの境界の、大きな窓ガラスがあつて、そこの下のほうから漏れているような形跡があつたんですけれども、これは安渡分館長とも現場で確認しているんですけれども、今までの雨は例えば静かに風のない状態で上から降る状態だったので、雨漏りはそこでは見つからなかつたと思うんですけれども、台風19号のときには風を伴っていたので雨が吹きつけてきてガラスに打ちつけて、そのガラスの下面からどうも漏れたような状況になっていると。上

に屋根がついているとはいうものの、大きな窓ガラスなのでシールはきちっと、目締め、雨どめはきちっとされているべきものだと思うんですけども、そこからどうも漏れているように見えた。

であれば、こういった補正で予算をつけるんじゃなくて、そもそも施工不良じゃないかという気がするんですけども。要するにクレーム処理として処理すべきではないかと思うんですけども、その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） こちらのほうも前田工業さんが、ことしやっていますけれども、いずれ年数もそんなにたっていないということで、契約では2年を過ぎているというようなことで、そのメンテナンスの部分ではもう2年が、契約が過ぎているところでは、今回うちのほうで修繕工事を負担するというところで今回の補正予算に盛っているというところがございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 先ほど言ったように、今までになかった風が吹いたことによって雨が吹きつけてきたという状況が今回初めてわかったわけですね。そういう状況というのは、構造的には最初からそういう状況であって、たまたまその2年の期間、そういう状況が発生しなかったのでわからなかったということだと思うんですけども、もともとの欠陥じゃないかなという気がするんです。もともとの欠陥であっても2年経てば補償期間が終わるからということで、修理させるということはできないんでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長、この補償期間というか、そういうものについての話とか契約というのがあれば話を聞かせてほしいんですけども。説明を。

ではまず補償というものがあるのか、今回の原因というものの究明が何なのかという確実なものを説明してください。副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 今回の原因は、その雨が吹きつけたというふうには聞いておりません。実際の話は、落ち葉が堆積して排水溝に詰まったということで雨が浸水してきたと。たまってその水が浸入してきたというふうには伺っておりますので、施工不良だという話ではないのかなというふうには考えておりました。

○議長（小松則明君） あと補償というものに対して。これは期間というか。これからいろんな問題で出てくると思いますので、議員の方も知っておくべきだと思います。企画財政課長。

- 企画財政課長（藤原 淳君） 建物の補償に関しては、重要な事項については10年ということで法律上決まっております。その他の詳細なことについては、それぞれの契約上での取り決めがありますので、そこは確認しておきたいと思います。
- 議長（小松則明君） 東梅康悦君。
- 9番（東梅康悦君） 今回の補正、19号台風への対応なんですが、まずその19号台風は県内でもかなり大きな被害をもたらしたわけですが、激甚災害というお話も出ています。今回のこの大槌町におけるこの大規模な災害等も、まず激甚災害になるのかならないのかというところの見込みをお聞きしたいのと、また激甚災害になるのであれば、あるいは国なんかの検査、査定を受けなければいけないということを承知しておりますので、それがいつごろになるのかというところ、2点お尋ねしたいと思います。
- 議長（小松則明君） 当局、企画財政課長。
- 企画財政課長（藤原 淳君） 今回の台風での被害を受けた自治体については、激甚災害の指定には全域となっております。（「査定は」「査定はそれぞれ」「見込み」の声あり）
- 議長（小松則明君） 環境整備課長。
- 技監兼環境整備課長（那須 智君） 土木施設災害についてですけれども、12月ごろというふうに大体査定を今うちのほうでは考えて準備をしております。
- 議長（小松則明君） 東梅康悦君。
- 9番（東梅康悦君） わかりました。

その査定に向けた準備のための委託料ということではありますが、例えば今回の生井沢とか柵内川の堆積土砂等を取るんだという5,000万円の計上があります。この河川は準用河川なんですありますが、例えば今回の19号台風でさまざまところが、例えば道路等が洗われて川になって洗われて、かなり洗掘されているというところが何カ所もあるわけですね。そういうところが全てその国の査定に合格すればいいのであるが、ただ、そもいかないというのが目に見えているわけです。

そこで、例えばこの5,000万円を使って堆積土砂を取るわけではありますが、かなり、例えば生井沢なんかも道路からすごく土砂が堆積している状況が本当に簡単にわかるわけですが、この土砂等をあるところにストックした中で、例えばその災害査定が通らないような洗掘された道路等に埋め立て材として使うのであれば、もう少し町負担等も少なく、運搬費等もかかるわけですが、町負担等も少ない中でその災害査定から漏れた小

規模災害等にも対応できるのではないかというような考えも私はするわけですが、その点につきましてどのようにまず考えているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 基本的に、今言ったように災害査定は12月の査定が終わらないと工事には入れないというのが一般的です。ただ、この生井沢川と大ケ口川に関しては埋塞状況が非常にひどいということで、今後雨が降った場合、さらにこれがほかに出るということで、これは仮応急工事ということで先にやっておいて後から査定を受けるといような形になります。それについて今後、今うちのほうでは取ることをまず専念していきまして、それ以上のことについてはちょっとまだその後の査定状況に応じて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

まずその応急的な、急ぎでやらなければいけないということで、私もそれはそれで急がなければいけないと思います。

今回いろいろなところで道路の洗掘と、さきの全協でも説明がありました。いろんなところが掘れています。ですので、町財政を考えるのであれば、そういう土砂等も使った中で応急的な対応をすることによって、地権者にとって、あるいはその地域にとって完璧なまでにはいなくても、それ相応の応急的な対応をとることで地域が了とする場合もあると思うのでそのような提案をさせていただきました。

今後、どの程度のものが、堆積土砂がどの程度の容量があるのか取ってみななければわからないということではありますが、その部分をぜひ考えていただきたい。そのことが、もしかしたら町財政に少しでも負担をかけない中で、そのような台風19号の小規模な災害に対して対応できるのではないかという考えの中でお話しさせていただいていますが、さらに何かあるのであればお願いします。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） こういった埋塞土砂とか、そういったものを建設残土と一言で言っています。この建設残土も有効活用するということはリサイクル法の中では決められてございますので、それに沿った形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第96号令和元年度大槌町一般会計補正予算（第3号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第97号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第97号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明は終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 1ページ目をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額1,293万3,000円の増は、一般会計繰入金です。

次のページ、2ページ目をお開きください。

歳出です。

1款1項下水道管理費、補正額1,293万3,000円の増は、雨水施設の土砂撤去及びしゅんせつのほか、汚水管路の閉塞除去など下水道施設管理に伴う各種工事費であります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,293万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,699万6,000円とするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5ページをお開きください。歳入、一括します。進行いたします。

6ページをお開きください。歳出、一括します。進行いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第97号令和元年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

令和元年第5回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時42分

上記令和元年第5回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員